



▲早朝清掃を終えた けやき並木

平成15年第4回定例会 府中市まちな環境美化条例など15議案を審議

平成15年第4回定例会は、12月1日から16日までの16日間の会期で開催しました。市長提出議案は、府中市まちな環境美化条例など、11件を審議した結果、承認1件、可決10件となりました。
議員提出議案は、「地方警察官の抜本的な増員を求める意見書」など4件を審議し、可決3件、否決1件となりました。また、陳情8件を審議しました。

府中市まちな環境美化条例を制定

環境美化推進地区 喫煙禁止路線を指定

府中市まちな環境美化条例の議案は、9日の建設環境委員会で全員異議なく原案のとおり可決されました。その後、16日に開催された定例会最終日の本会議に報告され、賛成多数で可決されました。

禁止路線を指定することができ、禁止路線上で喫煙を行った人及び喫煙禁止路線上で喫煙を行った人に対しては、指導、勧告を行い、それに従わないときには、過料を科すことができます。本条例は、平成16年4月1日に施行され、市内全域でポイ捨て行為等が、規制されることとなります。

意見書

国・都へ提出

◎地方警察官の抜本的な増員を求める意見書
かつて、世界一安全な国と言われた我が国において、現在の治安状況の悪化ぶりには目を覆うばかりである。

◎新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書
長引く不況の中で、厳しい状況が続く雇用情勢を打開するために、21世紀型新産業を中心に、新たな雇用・起業創出のための施策を優先的に、継続的に断行する必要がある。

◎東京都食品安全条例(仮称)制定に関する意見書
BSE、O157、偽装表示等、食品にまつわる事故や事件が日本国内外で続発し、消費者は、かつてないほど食品に対する不安・不信を募ら

本市議会は、都に対し、食品安全条例(仮称)の制定、食品安全施策の策定・実施に当たっては、生産過程等が明確となるトレーサビリティの確保等、必要な事項に取り組みことを要請する。

この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等が協力して、まちな環境美化を推進し、市民の良好な生活環境を確保することを目的として制定されたものです。
条例で禁止する行為として、空き缶、吸い殻等のポイ捨て、建造物への落書き、犬・猫のふんの放置、美観を損ねる簡易広告物の掲示及び回収容器を備えていない自動販売機の設置を規定しています。

これらの行為は、道路、公園等の公共の場所等において規制され、その対象者には市民のほか、市内に滞在する人や通過する人も含まれます。

また、環境美化に関する施策を重点的に実施するための措置として、市長は、環境美化推進地区を指定することができるとともに、特に歩きタバコを禁止するために、喫煙

禁止行為を行った人及び喫煙禁止路線上で喫煙を行った人に対しては、指導、勧告を行い、それに従わないときには、過料を科すことができます。本条例は、平成16年4月1日に施行され、市内全域でポイ捨て行為等が、規制されることとなります。

本市議会は、都に対し、環境・バイオテクノロジ等21世紀型産業への重点投資を行い、雇用を創出する等の施策を早急に講じるとともに、制度の拡充を強く要望する。